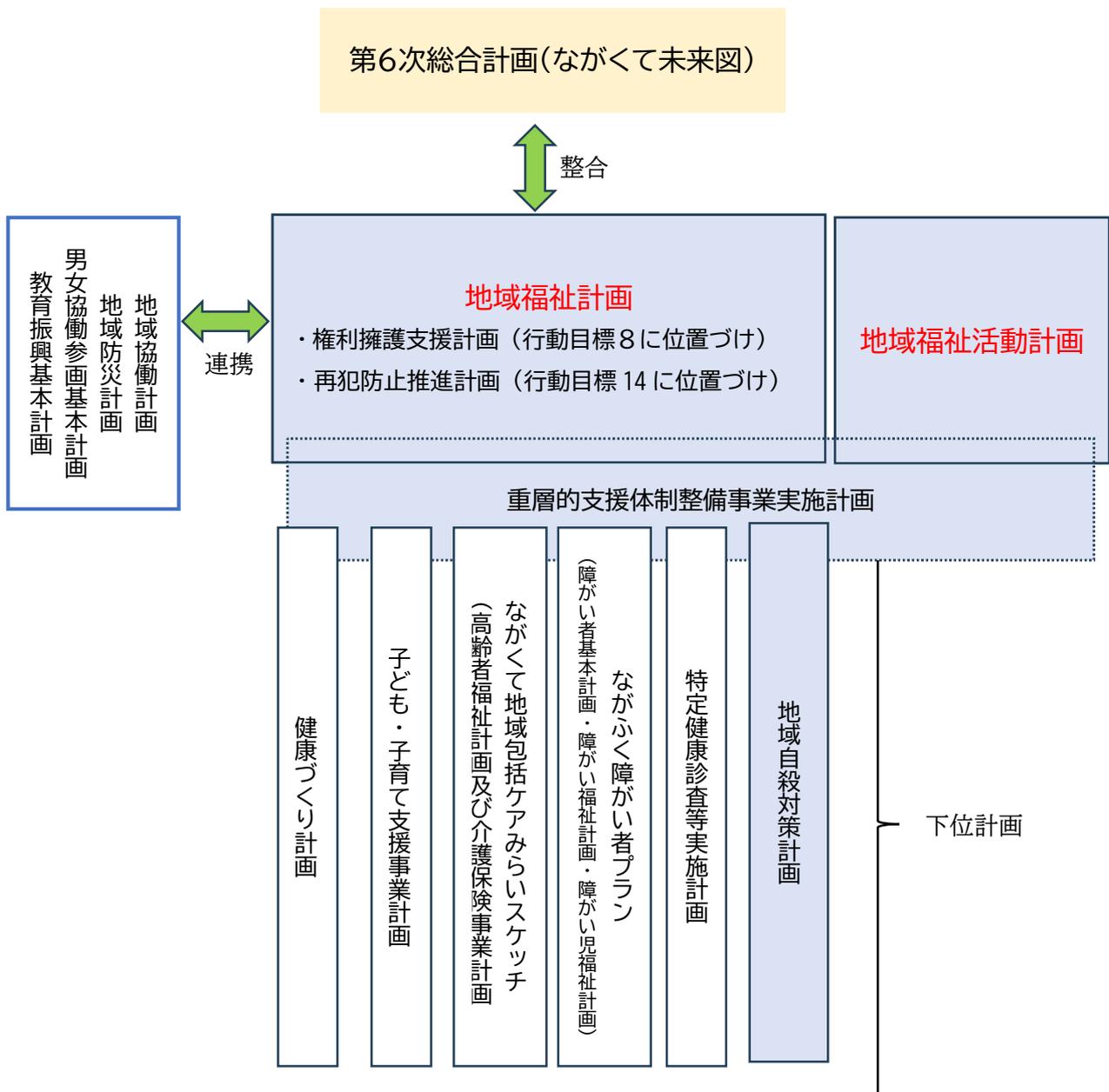


(3)各計画の位置づけ

長久手市地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、策定する計画であり、各福祉に関する計画の上位計画です。「地域福祉活動計画」と協働して策定し、実効性を高めるものとしす。また、長久手市地域自殺対策計画は、生きることへの包括的支援として、幅広い視点から自殺の予防につなげられるよう地域福祉と協働して策定しました。

なお、地域福祉計画と地域自殺対策計画は、「長久手市みんなで作るまち条例」の趣旨に沿って推進し、10年ごとのまちづくりの指針となる総合計画に基づいて策定するものです。また、防災やまちづくり、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



## ● (ながくて未来図)の取組

本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」であり、2050年には老若男女がまちづくりに関わるのが当たり前になり、市民主体のまちづくりが文化として定着するよう、多くの市民に役割を担ってもらう(=種を蒔く)ことに主眼を置いて策定されています。そして、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことが重要であるとして、本市の将来像を次のとおり掲げています。

### 幸せが実感できる 共生のまち 長久手

～そして、物語が生まれる～

## (4)地域共生社会の実現にむけて

地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。市町村は、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努めるよう求められています。

### 1 本市の取り組み

本市では、「地域共生社会」という言葉が一般的に使われる前から、「ひとりひとりに役割と居場所を」という考えのもと、地域共生社会につながる取り組みを重ねてきました。

平成24年度からは、市民とつくる「新しいまちのかたち」を模索し、顔のみえる小さな範囲で、市民が活動できる新たな組織と枠組みとしてのまちづくり協議会、誰もが気軽に集まり、地域のための様々な取組を行っていくための新しい”場”としての地域共生ステーションを、市民と対話を繰り返し、形作ってきました。これらを通して、市民と市職員が同じ目線で汗を流す体験、その”場”で起こることを大事にする、という視点が得られました。

その後も、市民と職員の新しい関係性づくりに取り組み、平成30年度には、第1回地域共生社会推進全国サミットを本市で開催し、みんなでつくるまち条例、第6次長久手市総合計画、第2次地域福祉計画を市民の皆さんと力を合わせて策定しました。計画策定を通して、多くの市民に”参加”していただき、行政にも市民の意見を聞く仕組みはできましたが、そこで生まれたネットワークを維持できなかつたり、計画推進時に担い手を応援する仕組みが弱かつたり、という課題も見えてきました。

さらに、地域福祉の取組としても、平成29年には、改正社会福祉法の施行に先立ち、厚生労働省のモデル事業「多機関協働相談支援包括化推進事業」を実施し、圏域ごとに相談支援包括化推進員を配置し、「悩みごと相談室」を司令塔に、庁内及び関係機関とともに、相談支援に関

する包括的支援体制づくりに取り組み始めました。

また、モデル事業「地域力強化推進事業」もあわせて実施し、小学校区ごとに CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、市民にとって身近な相談員であるとともに、地域の課題を市民主体で解決を図れるよう、関係機関等との調整役を担い、地域の力と行政、関係機関による支援が協働のうえ、地域生活課題を解決する体制づくりに取り組み始めました。

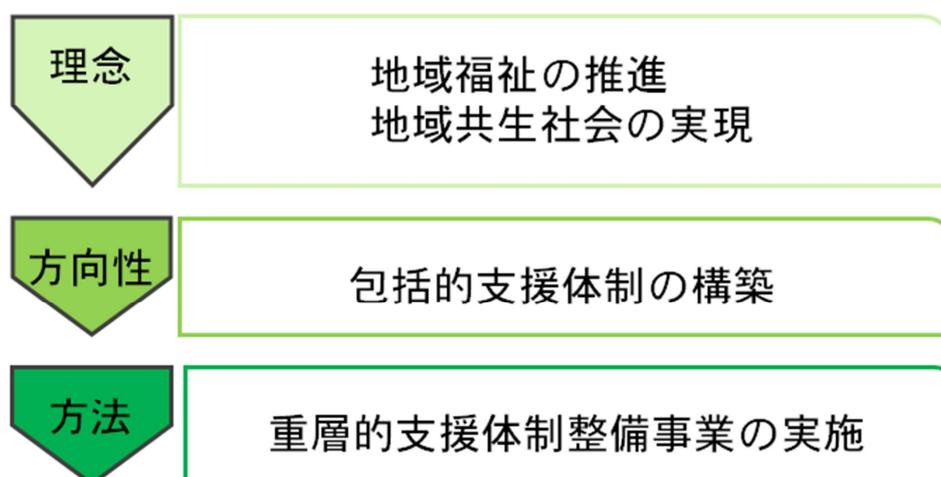
そんな中、令和元年1月から新型コロナウイルス感染症が流行し、市民の生活は大きく変化しました。日常生活はもちろん、地域福祉活動やワークショップ等による市民参加の機会が激減し、子育て世代や高齢者の社会的孤立が浮き彫りとなりました。そんな中でも市民のみなさんが必死に関係性を維持したことにより、現在の地域のつながりや安心して暮らすことができる生活があります。

重層的支援体制整備事業が創設された令和3年度から、同事業を実施し、新設された市長直轄組織地域共生推進課を中心にさらなる連携体制の強化に努めています。並行して、地域のことは、その地域に住むみなさんと話し合うことに注力し、地域共生社会の実現に向けて、多くの人と対話を重ねています。

## 2 社会福祉法の改正

2016(平成28)年7月、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、同年10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。2017(平成29)年6月には、社会福祉法が一部改正され、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示され、地域福祉の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

そして、2020(令和2)年6月に社会福祉法が改正され、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。



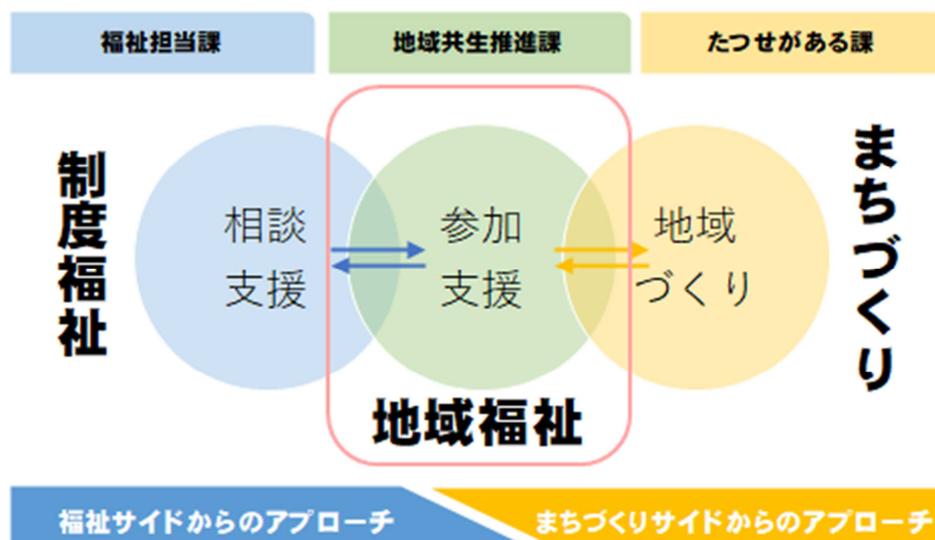
### 3 地域福祉と重層的支援体制整備事業との関係性

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットを作ることを目指す事業です。支援の対象者は、福祉、保険医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱える全ての市民です。

本事業を進め、各分野の支援体制が連携されていくことで、支援を必要とする人がより適切な支援や制度につながるようになり、参加のための支援や人と人とのつながりを地域につくっていくことで、深刻化するケースを未然に防ぐことができるようになると考えられています。

また、新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力の限界点を引き上げ、効果的に市民を支援していくための事業であるといえます。

本事業は、本来、包括的支援という上位の目標を実現するための手段として、時代や社会の変化にあわせて地域福祉を強化する取組であることから、その実施体制や方法は地域福祉のあり方とあわせて考える必要があります。



## 第4章 計画の展開

### 1 重層的支援体制整備事業の取組

#### (1) 重層的支援体制整備事業とは

##### ●重層的支援体制整備事業の背景

・平成29年度から実施した厚生労働省のモデル事業「地域力強化推進事業」、「多機関協働相談支援包括化推進事業」の効果と課題感を踏まえ、令和3年度から、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの柱からなる重層的支援体制整備事業を本格実施しています。

・本市は、創設初年度から本格実施した全国42自治体のうちの一つです。令和5年度は、189自治体が本格実施します。

・制度福祉を所管する部署だけでなく、地域づくりに取り組む部署との連携強化を図るため、どこの部も属さない「市長直轄組織地域共生推進課」を新設し、重層的支援体制整備事業に中心的に取り組むこととしました。

・「相談支援」は、断らない相談支援体制を整備するため、包括化推進協議会実務者会議等の場を活用し、話し合いを重ねてきました。「地域づくりに向けた支援」は、たつせがある課などまちづくりを担当する部署が築いた地域の人や団体とのネットワークを福祉分野とかけ合わせるため、地域共生推進課がコーディネートを行ってきました。「参加支援」は、地域共生推進課が、民間の企業・団体との関係性を築き、生きづらさを感じている人の社会参加の機会の創出に取り組んできました。

・検討段階から現在に至るまでの間、関係者との対話を重ね、取り組んできました。引き続き、話し合いを重ね、改善しながら取り組んでいきます。

##### ●本事業を通して長久手市が目指す姿

・本市がこれまでに取り組んできた「一人ひとりに役割と居場所があるまち」「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」を実現するため、重層的支援体制整備事業を中核（エンジン）として、庁内外の関係者や地域、公民連携による「多様な社会参加」と「覚悟を持った寄り添い支援体制」を実現するよう、取り組めます。

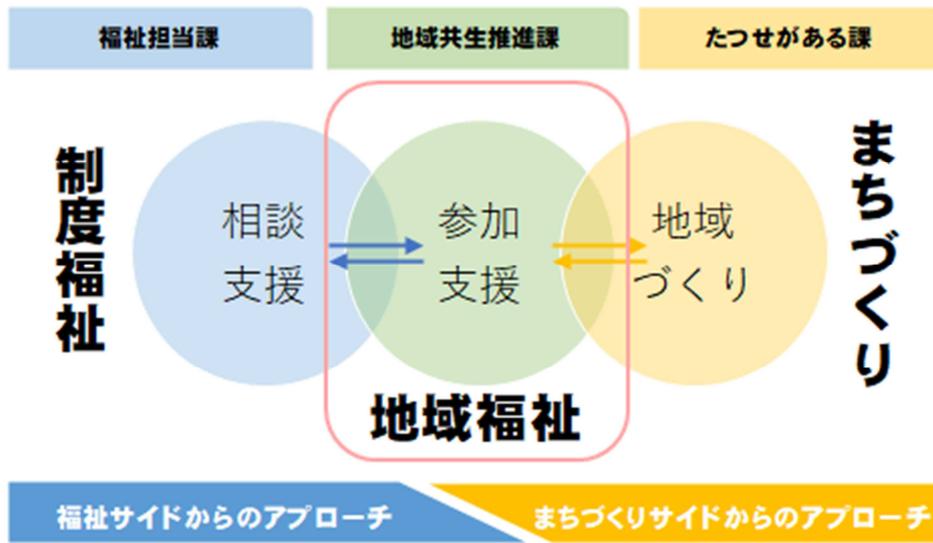
・分野を超えた横断的な動きを作るとともに、主体を増やしていきます。

・多様な分野、世代の方が地域に関心を持ち、共に考えていけるよう、制度福祉、地域福祉、地域づくりを重ね合わせていきます。

## (2) 本事業の実施内容

### ●実施内容

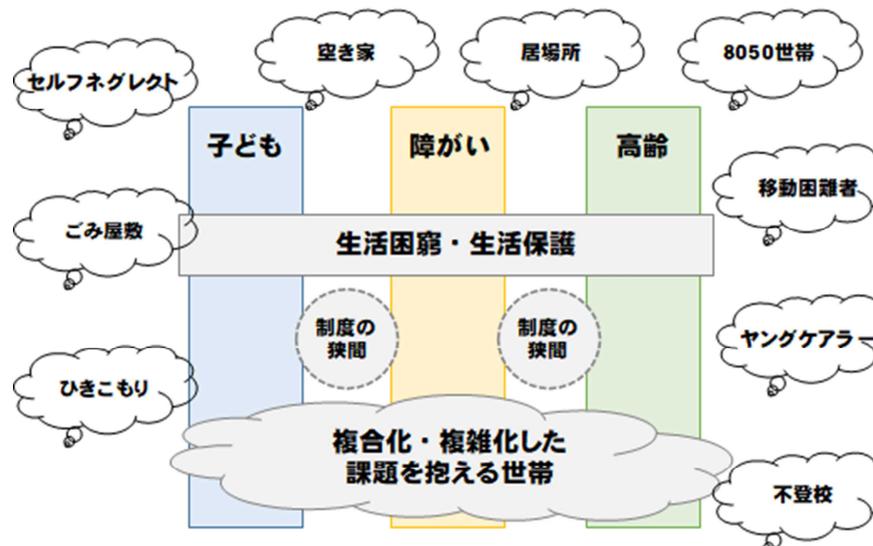
- ・本市が取り組む重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。「断らない相談支援」多機関協働、アウトリーチ、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの柱を一体的に実施するものです。
- ・各事業の重なりを意識するとともに、その範囲を広くし、一体的な実施に努めます。
- ・それぞれの取り組みで活躍できる多様な主体を創出します。



4

### ●本事業で取り組む課題

- ・8050やヤングケアラーなど複合化・複雑化した生活課題、既存の福祉制度の対象とならない生きづらさが顕在化しています。
- ・それぞれの生活課題に目を向け、市全体で協働して取り組む体制を整えます。



●本事業を実施する人が大切にしたいこと

・地域共生推進課が新設され、重層的支援体制整備事業に取り組んできた3年間で、各小学校区の共生担当職員、相談業務を担う職員として従事する中で感じたことや関係者の中で必要性が高まっている意識や取組を記載します。

・最も大切なことの一つに市民の「人づくり」、行政の「人材育成」があります。

・当事者と出会い、丁寧に向き合い、声を拾うこと

(できることもちよりワークショップ、第3回委員会より)

・人と知り合い、関係が広がるよう働きかけること

(まぞって長久手フェスタ、長久手サポートプロジェクトより)

・これまでのワークショップで築かれたネットワークを、継続すること

(地方創生実践塾、できることもちよりワークショップより)

・市民一人一人がすでに取り組んでいることやできることに目を向けること

(第4回委員会より)

・相談支援と地域づくり、ポジティブとネガティブの掛け合わせを意識すること。

・日常生活からのつながり、わくわくのとりくみからの発展を意識すること

・小さく初めて、改善しつづけること

(地方創生実践塾より)



●地域の動きのエピソード

【作成中】

これまでの重層的支援体制整備事業実施の過程で、関わった地域の人のエピソード記載します。

### (3) 実施体制

#### ●実施体制

・「相談支援」は、障がい、高齢、生活困窮・生活保護、子どもの各分野の支援機関を中心に属性を問わない相談支援を実施します。「地域づくりに向けた支援」は、各制度担当課が属性をとられない居場所創出等に取り組むとともに、市民協働担当課とともに協働して取り組んでいます。地域福祉の核となる「参加支援」は、主に地域福祉担当課が取り組み、関係各課への波及効果を生み出します。

・各課等において、事業全体の動きを意識し、協働する経験を積むことで、事業間の重なりを広げていきます。

・連携体制について、個別支援を通じて、当事者の支援検討から実際の支援までの流れを図で示します。併せて、地域の担い手の状況について、行政及び関係機関が共同して検討する流れも示します。

本事業における個別事業の実施体制については、市ホームページでご覧いただけます。

以下の URL または右の二次元コードから参照してください。

URL : <https://www.city.nagakute.lg.jp/index.html>

